

母子保健情報デジタル化実証事業

令和4年度第2次補正予算 4.8億円

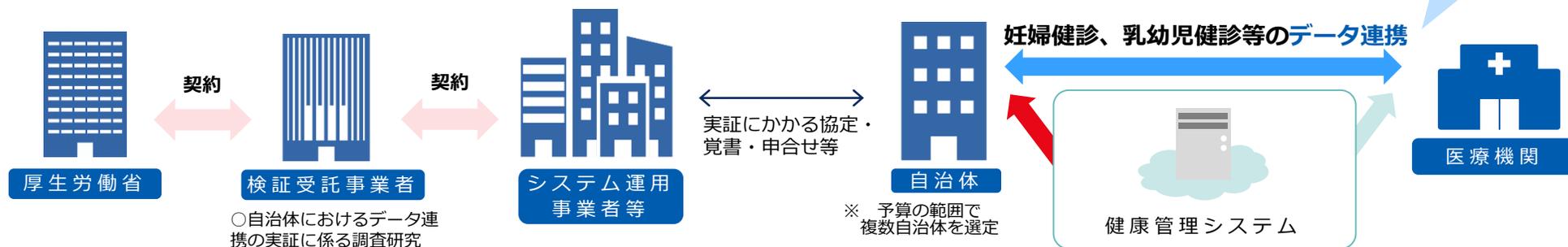
1 事業の目的

- 現状、妊婦健診、乳幼児健診の結果等については、実施者が母子健康手帳に記入するとともに、自治体が医療機関から提供された健康診査の結果等を、健康管理システムやマイナポータルの中間サーバーに登録しているが、自治体における登録までには数ヶ月かかっており、速やかな母子保健情報の電子化・閲覧ができていない状況にある。
- このため、モデル的に複数の自治体において健康管理システムの改修や民間アプリの活用等によるデータ連携等を行い、母子健康情報のデジタル化の課題等を検証した上で、全国展開に向けた検討を行う検証事業を実施する。

母子健康手帳のデジタル化のためには、医療機関の情報のデータ連携が必要

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 予防接種デジタル化事業の実施状況を踏まえつつ、母子健康情報デジタル化の全国展開に向けた検証事業を実施する。



(事業の流れ)

- ① データ連携の実証事業に係る調査研究を行う事業（検証受託事業者）の調達
- ② 本実証事業に参加を希望する自治体を公募
- ③ 当該自治体が連携するシステム運用事業者等と検証受託事業者との間で契約
⇒ 検証実施

<自治体と医療機関の連携>

- ▶パターン①
自治体の健康管理システムの改修
- ▶パターン②
医療機関の電子カルテシステムの活用
- ▶パターン③
PCやタブレット端末の活用

<自治体と妊産婦等との連携>

- ▶パターン④
母子保健アプリや母子保健情報の電子化ツールの導入

PHRとして
妊婦健診記録等を把握

※ PHRの観点より、個人が自らの保健医療情報を管理できるように、マイナポータルを活用した情報共有・連携について検討すること。

3 実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）

【補助率】定額

1 事業の目的

- 産後ケア事業については、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、2024年度末までの全国展開を目指すこととされているところ、令和3年度時点の実施市町村数は1,360市町村となっている。
未実施市町村の取組を推進するため、産後ケア事業にかかる整備費について、補助率1/2相当額を2/3相当額に引き上げる。

2 要求費目・実施主体等

（項）児童福祉施設整備費

（目）次世代育成支援対策施設整備交付金

所要額：319,140千円

【設置主体】指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社 等

【補助率】2/3

3 参考

<少子化社会対策大綱（抜粋）>

I-2（3）妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

- ・ 特に、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備を図る。また、2019年に成立した母子保健法改正法を踏まえ、出産後の母子に対して、心身のケア等を行う産後ケア事業について、2024年度末までの全国展開を目指す。このほか、産前・産後サポート事業の実施を図る。

（※）令和3年度補正予算においても同様の事業を実施

産後ケア事業における新型コロナウイルス感染症対策支援事業

令和4年度第2次補正予算 0.1億円

1 事業の目的

- 産後ケア事業を行う施設における新型コロナウイルス感染症の感染対策を目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した産後ケア事業を行う施設が、継続した事業実施が行えるよう、施設の消毒や清掃、追加的に必要となる人員の確保等に必要経費を補助する。

3 実施主体等

【実施主体】市町村

【補助率】1／2

【補助単価案】50万円

(※) 令和3年度補正予算事業から対象施設を一部変更

新型コロナウイルス流行下における妊婦等総合対策事業

-不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査-

令和4年度第2次補正予算 12.4億円

1 事業の目的

- 新型コロナウイルス流行下において、不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査を実施する。

2 事業の概要・スキーム

- 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊婦の方は一般の方々以上に、不安を抱いて生活を送っている状況にある。
- このようなことから、強い不安を抱える妊婦もしくは基礎疾患を有する妊婦がかかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望する場合に、分娩前にPCR等のウイルス検査を受けるための費用を補助する。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市

【補助率】 1 / 2

【補助単価案】 9,000円（1回を限度）×妊婦数

【補助の条件】

- ① 検体採取を行う場所の整備など適切な検査実施体制の確保、
- ② 検査で陽性となった妊婦に対する適切な周産期医療体制の確保

【留意事項】

本検査は、妊婦の不安解消のため、本人が希望する場合に実施するものであり、院内感染対策を目的として、本人の意思によらず検査を強いるという性格のものではない。

(※) 令和3年度補正予算事業から補助単価の変更

新型コロナウイルス流行下における妊婦等総合対策事業

-幼児健康診査個別実施支援事業-

1 事業の目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密集場所・密接場面を避けるために、幼児健康診査を集団健診から医療機関における個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。

2 事業の概要・スキーム

- 1歳6か月児健診、3歳児健診を集団健診で実施していたが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、個別の医療機関等へ委託し、子ども一人一人が医療機関へ健診を受診する個別健診へ切り替える。

3 実施主体等

【実施主体】市町村

【補助率】1／2

【補助単価案】医科5,930円／1人、歯科3,510円／1人

(※) 令和3年度補正予算においても同様の事業を実施